指名停止の概要

- 1. 指名停止の措置事業者及び住所
- 2. 指名停止の措置期間

指名停止対象事業者	住 所
株式会社菱光社	東京都江東区豊洲5丁目4番9

令和6年3月22日から令和6年5月21日まで(2箇月)

3. 事実概要

令和5年12月7日付けで契約した「ナトリウムイオン蓄電池システム及び内蔵電池」について、令和6年2月1日に納品されたが、仕様に合致していない製品であったため返品交換を指示した。一旦は納期(令和6年3月29日)までに間に合う旨の回答をしていたが、令和6年3月6日、納入が4月にずれ込む旨の連絡があったため。

4. 指名停止の措置理由

当該契約において、納入日が大きく遅れることは契約に違反する行為 である。

<指名停止の措置要領:抜粋>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内